

横須賀市報

第1823号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規則	
◇横須賀市指名停止等措置規則中一部改正	14841
告示	
◇市の施設の供用の休止について	14842
◇市の施設の供用の休止について	〃
◇特定計量器の定期検査について	〃
◇地縁による団体の認可について	〃
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	〃
公告	
◇差押財産の公売に係る最高価申込者の決定について	〃
◇差押財産の公売に係る次順位買受申込者の決定について	〃
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達	〃
◇市民税・県民税ほか1件の督促状の公示送達	14843
◇開発行為の工事完了について	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	〃
◇指定下水道工事店の指定について	14844
教育委員会告示	
◇横須賀市生涯学習センターの一部の供用の休止について	〃
◇教育委員会定例会の招集について	〃
◇社会教育施設の供用の休止について	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について	〃

規則

横須賀市規則第105号

横須賀市指名停止等措置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月10日

横須賀市長 上地克明

横須賀市指名停止等措置規則の一部を改正する規則

横須賀市指名停止等措置規則（平成22年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項を次のように改める。

3 本市と締結した契約（以下「本市契約」という。）において、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（過失の内容が軽微であると認められるときを除く。）。	
(1) 完成検査の成績において、市長が別に定める基準に基づく評価（以下「評価」という。）が不良とされた工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び主たる業	当該認定をした日から6月

務が地質調査、測量、土木設計、建築設計又は工事施行監理の業務委託をいう。以下この表において同じ。）を行ったとき。

- | | |
|--|---------------|
| (2) 完成検査の成績において、工事等の評価が不良である旨の通知を受けた日から当該日の3年前の日の属する年度の初日までの間に評価が不良又はやや不良とされた工事等を行っていたとき。 | 当該認定をした日から12月 |
| (3) 完成検査の成績において、工事等の評価がやや不良である旨の通知を受けた日から当該日の3年前の日の属する年度の初日までの間に評価が不良又はやや不良とされた工事等を行っていたとき。 | 当該認定をした日から6月 |
| (4) 完成検査以後に主要な部分に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が判明した場合において、契約不適合に係る履行の追完又は損害賠償の請求に応じなかったとき。 | 当該認定をした日から6月 |
| (5) 前号に掲げるもののほか、完成検査以後に契約不適合が判明し、かつ、当該契約不適合が故意又は重大な過失によるものであって、次のいずれかに該当すると認められるとき。 | |
| ア 契約不適合に係る履行の追完又は損害賠償の請求に応じたとき。 | 当該認定をした日から6月 |
| イ 契約不適合に係る履行の追完又は損害賠償の請求に応じなかったとき。 | 当該認定をした日から18月 |

別表第1の5の項中「当該認定をした日から6月」を「当該認定をした日から2月」に改め、同表7の項及び9の項中「2月」を「3月」に改める。

別表第2の11の項及び12の項中「法令」の次に「又は条例若しくは規則」を加え、同表13の項を次のように改める。

13 別表第1及び前各項に掲げるもののほか、契約業務に関し法令等に違反するなど不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 落札者が、正当な理由なく契約を締結しないとき。	当該認定をした日から6月
(2) 本市契約において、法令等に違反するなど不正又は不誠実な行為をし、相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から3月
(3) 一般契約において、法令等に違	当該認定をした日

反するなど不正又は不誠実な行為をし、相手方として不適切であると認められるとき。	から1月
---	------

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 177 号 (令和3年8月25日 掲 示 済)
市の施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、次のとおり施設の全部又は一部の供用を休止します。
令和3年8月25日
横須賀市長 上 地 克 明
(次のとおりは略)

横須賀市告示第 178 号 (令和3年9月1日 掲 示 済)
市の施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、次のとおり施設の全部又は一部の供用を休止します。
令和3年9月1日
横須賀市長 上 地 克 明
(次のとおりは略)

横須賀市告示第 179 号
計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施します。
令和3年9月10日
横須賀市長 上 地 克 明

- 1 検査対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり
- 2 検査を行う期間、区域及び場所

検査期間	検査区域	検査場所
令和3年11月8日から令和4年3月31日まで	本庁の所管区域のうち坂本町、汐入町、楠ヶ浦町、泊町、猿島、不入斗町、鶴が丘、平和台、汐見台、望洋台及び佐野町(1丁目から4丁目までに限る。)並びに大津行政センター、浦賀行政センター、久里浜行政センター、北下浦行政センター及び西行政センターの所管区域	当該特定計量器の所在場所

- 3 検査を行う指定定期検査機関
公益社団法人神奈川県計量協会

横須賀市告示第 180 号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。
令和3年9月10日
横須賀市長 上 地 克 明

- 1 名称
船越町8丁目町内会
- 2 規約に定める目的
会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。
- 3 区域
船越町8丁目1番から28番まで(26番22号から26番24号までを除く。)の区域
- 4 主たる事務所
横須賀市船越町8丁目28番1号

- 5 代表者の氏名及び住所
齋 藤 裕
横須賀市船越町8丁目21番8号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
無
- 7 代理人の有無
無
- 8 解散の理由
(1) 破産
(2) 横須賀市長の認可取消し
(3) 総会の決議
(4) 構成員の欠亡
- 9 認可年月日
令和3年9月10日

横須賀市告示第 181 号
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。
令和3年9月10日
横須賀市長 上 地 克 明

- 1 形質変更時要届出区域
横須賀市池田町4丁目118番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

公 告

横須賀市公告第 161 号 (令和3年8月27日 掲 示 済)
令和3年横須賀市公告第122号による公売に係る公売財産(不動産)の最高価申込者を次のとおり決定したので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第106条第2項の規定の例により公告します。
令和3年8月27日
横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 162 号 (令和3年8月27日 掲 示 済)
令和3年横須賀市公告第122号による公売に係る公売財産(不動産)の次順位買受申込者を次のとおり決定したので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第106条第2項の規定の例により公告します。
令和3年8月27日
横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 163 号 (令和3年8月27日 掲 示 済)
下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和3年8月27日
横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和3年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第 164 号 (令和3年9月3日 掲示済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
	市 民 税	第 2 期 分	令和2年9月29日
		第 3 期 分	令和2年11月27日

令和2年度	県 民 税 (普通徴収)	第 4 期 分	令和3年2月24日
		3 月 随 時	令和3年4月27日
法 人 市 民 税		過 年 度 分	令和2年11月10日

(別紙略)

横須賀市公告第 165 号 (令和3年9月3日 掲示済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工 事 完 了 検 査 済 証 交 付 年 月 日 及 び 交 付 番 号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和3年6月30日 令3開第2号	令和3年8月27日 令3第5号	横須賀市長坂4丁目1765番2ほか 1筆	横須賀市長坂4丁目11番14号 渡部泰広 渡部由美

横須賀市公告第 166 号 (令和3年9月10日 掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月10日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料 決定通知書	6月分の納期限は、令和3年9月30日に変更する。
令和3年度		6月分から8月分までの納期限は、令和3年9月30日、同年11月1日、同月30日、令和4年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 167 号 (令和3年9月10日 掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月10日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和元年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
令和3年度		減額分
		7月分及び8月分の納期限は、令和3年9月30日、同年11月1日、同月30日、令和4

	年1月4日、同月31日、同年2月28日及び同年3月31日に変更する。
--	------------------------------------

(別紙略)

横須賀市公告第 168 号 (令和3年9月10日 掲示済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月10日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和2年度	国民健康保険料	2 月 分	令和3年3月31日
		3 月 分	令和3年4月30日
令和3年度		6 月 分	令和3年7月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 169 号 (令和3年9月10日 掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年9月10日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第39号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者

を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。
令和3年9月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
591	株式会社アース・ONE	上 西 秀 人	千葉県船橋市習志野台一丁目17番1号	令和3年8月10日	令和8年8月9日
592	東洋総業株式会社	加 藤 宣 明	横浜市神奈川区羽沢南二丁目38番1号	令和3年8月24日	令和8年8月23日

横須賀市上下水道局告示第40号
横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和8年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。
令和3年9月10日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須 406	岩崎設備	岩 崎 伸 幸	横浜市磯子区水取沢町 150 番地 4 14棟 402 号	令和3年8月24日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第14号（令和3年8月13日 掲 示 済）
横須賀市生涯学習センター（図書室を除く。）は、感染症の感染の拡大を防止するため、令和3年8月14日から同月31日までの間、供用を休止します。
令和3年8月13日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

横須賀市教育委員会告示第15号（令和3年8月16日 掲 示 済）
横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和3年8月16日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 日時 令和3年8月19日午前9時30分
- 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 会議に付議すべき事項
 - 令和3年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について
 - 横須賀美術館運営評価委員会委員の委嘱について

横須賀市教育委員会告示第16号（令和3年8月23日 掲 示 済）
次に掲げる施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、令和3年8月23日から当分の間、施設の全部又は一部の供用を休止します。
令和3年8月23日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 横須賀市立中央図書館（横須賀市立児童図書館を含む。）、横須賀市立北図書館及び横須賀市立南図書館
- 横須賀市自然博物館及び横須賀市人文博物館
- 横須賀美術館
- 横須賀市生涯学習センター（図書室に限る。）

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第9号（令和3年9月1日 掲 示 済）

令和3年第9回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。
令和3年9月1日

横須賀市農業委員会
会長 田 丸 定 雄

- 日時 令和3年9月10日午後3時
- 会議開催の場所 農業委員会室
- 会議に付議すべき事項
 - 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - 農地等の現況に関する照会に対する回答について
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について